平成２３年（フ）第６９０９号
神奈川県川崎市中原区苅宿４―32
破産者　根岸真由美
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９１９号
東京都葛飾区西亀有３丁目15―８―101
破産者　笹部　　学
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９３０号
東京都世田谷区三宿１丁目20―１　プリンスコートⅡ―103
破産者　森脇健志郎
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５９号
東京都江東区猿江２丁目２―17―201
破産者　兒玉由香里
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９６１号
千葉県東金市東金185―17
破産者　稲川　親志
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９６２号
千葉県東金市東金185―17
破産者　稲川智惠子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９９６号
東京都品川区荏原１丁目22―８　第二小野マンション301
破産者　高木　保雪
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９９７号
東京都品川区荏原１丁目22―８　第二小野マンション301
破産者　高木　啓至
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９９８号
東京都品川区荏原１丁目22―８　第二小野マンション301
破産者　高木　麻江
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９９９号
東京都品川区荏原１丁目22―８　第二小野マンション301
破産者　高木　梨江
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０００号
東京都大田区南久が原２丁目30―24―503
破産者　丸山　惠子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１８号
奈良県香芝市西真美２丁目８番地の15
破産者　谷口　　修
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
神奈川県座間市四ツ谷259番地の２
破産者　関本　憲一
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５号
山形県米沢市下花沢１丁目９番23号
破産者　鈴木　道行
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５７８号
名古屋市緑区浦里３丁目287番地　ユニーブル浦里705号
破産者　河野　利夫
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１７号
愛知県小牧市山北町30番地　コーポ城見103号
破産者　吉田　敏子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４１号
名古屋市瑞穂区御劔町１丁目10番地の１　マロンハイツ101号
破産者　伊藤　公一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２３号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番２―807号
破産者　中島　葉子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
兵庫県宝塚市川面４丁目８番23号　202、開始決定時の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―701号
破産者　善入美津治
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部